

台風の季節がやってきましたが 避難勧告と避難指示の違いはご存じですか？

3月11日に東北地方で発生した東日本大震災では多くの尊い命が失われましたが、三重県南部にも津波警報が発表され、鳥羽市では沿岸部の6,266世帯、16,550人に避難勧告が発令されています。

総務課防災対策室 ☎⑤ 1 1 1 8

災害時に市が市民のみなさんに発令するものには「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3つがあります。よく「避難命令」という言葉が用いられますが、災害対策基本法などには「避難のための立ち退き勧告」（避難勧告）と「避難のための立ち退きの指示」（避難指示）という想定しかありません。よって、市では「避難命令」という言葉を用いることはありません。

なお、拘束力は次のとおりです。

種 別	拘 束 力	
避難準備情報		事態の推移によっては避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかけるものです。
避難勧告		居住者に立ち退きを勧め促すものです。
避難指示		被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなります。

「避難準備情報」は法令による根拠はなく、市地域防災計画で定めているものです。この情報を発表した場合は、避難の準備を始めてください。

なお、この情報により災害時要援護者のかたは避難を開始したり、災害時要援護者の家族や支援者のかたは支援行動を始めてください。

お知らせ

防災行政無線保守点検

市では次のとおり市内の防災行政無線設備の保守点検を行います。

と き 9月12日(月)～16日(金) 午前9時～午後5時の間

と ころ 市内の防災行政無線設備所在地

試験放送などにより、市民のみなさまには大変ご迷惑をお掛けしますが、市の広報手段として大変重要な設備ですので、ご理解の程、よろしくお願い致します。